

令和 年 月 日

白石町商工会
商業部会
部会長 辻田 憲二 様

事業所名

代表者名

印

商業部会 資格取得等助成金 申請書

標記の件について、商業部会各種資格取得助成金制度要綱を熟読した上で下記のとおり申請します。
尚、下記資格・検定取得及び受講に関し、他団体からの助成金や補助金等は一切受給しないことを誓約します。
また、過去において同一資格に対し本助成金を受給したことはありません。

1. 申請概要 ※複数名を申請する場合はこの用紙をコピーして使用してください

受検・受講者名	生年月日	年	月	日
資格・検定・講座名	主催者			
受検・受講料	円	申請金額	円	
※左記の1/2 (上限5,000円)				

2. 受験理由についてご記入ください。

受験理由	(記入例：〇〇の資格を取得することによりお客様に対し専門性をアピールすることができ、新規顧客獲得につながれると考えたため)
------	---

3. 添付書類

- ・ 受験・受講が証明できるもの (受験票、受講証など)
- ・ 受験・受講に係る費用の領収書 (令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払ったもの)

令和8年度 商業部会 各種資格取得助成金制度要綱

第1条（目的）

この要綱は、白石町商工会の商業部会員を対象とし、販路開拓や売上拡大など事業発展を目的とした各種資格・検定の取得および、資格取得等の受講に関する支援制度の運用について定めたものである。

第2条（要件）

本要綱に定める補助金の支給要件は、商工会が会員企業の業務に関連するとして各種資格・検定の受験および、資格取得のための講習の受講とする。ただし、その他の助成金および補助金等を受給する場合は本助成金を支給しないものとする。

第3条（支援制度内容）

本制度に該当する資格・検定および対象講習は以下のとおりとする。

販売士、専門のアドバイザーやソムリエ、労働安全衛生法に基づく各種資格など本助成金の主旨に沿う資格。

※但し、更新や継続のための講習は助成対象外といたします。

※申請後、審査がございます。申請書の受講理由が本助成金の主旨に沿うと判断した場合のみ助成対象といたします。

第4条（受験料の助成）

審査の結果、助成対象と判断した場合は、その受験・受講費用相当額の1/2、上限5千円を商工会より助成金として支給する。但し1事業所につき2名までとする。

また、補助については1名につき1回までとし、同じ資格について2回目以降の助成は行わないものとする。

第5条（助成金の支給）

第3条に定める資格・検定等を受験・受講した際には、受験・受講が証明できるもの及び支払が証明できるものを確認後、助成金を支給する。

～ 附 則 ～

1. この要綱は、令和7年10月1日から実施する。
2. この助成金は令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払い、助成金の申請が完了した資格の受験のみを対象とする。
3. この要綱に記載されていないものに関しては商業部会の執行部にて協議を行う。
4. 予算の上限に達した場合は、打ち切りとする。